

大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和30年大磯町条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大磯町社会教育委員に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的及び設置）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により、本町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄